

# 信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正案に対する意見公募要領

令和6年6月27日  
中小企業庁

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

中小企業者のM&Aや事業承継時などにおける代表者交代時の多くのケースで、経営者保証が締結されているといった状況を鑑み、金融機関と同様に信用保証協会においても、新規保証時と同様に既存保証に係る経営者保証の必要性等の説明責任を課すこと等に伴い、信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部の改正を行うこととしました。

ついては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見公募をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

「信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正案」

## 3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省中小企業庁事業環境部金融課（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館7階）

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年6月27日（木）～令和6年7月29日（月）必着

※電子メールは、令和6年7月29日（月）18時まで

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、御連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁事業環境部金融課

パブリックコメント担当 宛

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、御連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメ

ールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： [bzl-kinyuka-hokanhan@meti.go.jp](mailto:bzl-kinyuka-hokanhan@meti.go.jp)

(電子メールの件名を「信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正案に対する意見」として下さい。)

※ 電話での御意見の提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「信用保証協会向けの総合的な監督指針」は金融庁との共管ではありますが、本件パブリックコメントは、中小企業庁が代表して実施しております。なお、ご提出したご意見については両庁にて共有し、考慮させていただきます。

